

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる刺し網漁業につき、山形県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
きす刺し網漁業	きす	刺し網	操業区域(別記の操業区域をいう。)	4月1日から12月31日まで	定めなし(ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること)	定めなし	0	1 山形県鶴岡市、酒田市、遊佐町に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

別記 操業区域

住所を有する者が属する地先の共同漁業権漁場（海共第 1 号区域を除く）と、最大高潮時海岸線における共同漁業権漁場基点第 3 号から真方位 294 度 43 分の線以北については共同漁業権漁場区域以外、最大高潮時海岸線から 6,800 メートル以内、同線以南については共同漁業権漁場区域以外、最大高潮時海岸線から 6,500 メートル以内の山形県沖合海面とする。

ただし、次の（1）及び（2）の海域を除く。

(1) 下記ア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線分により囲まれた海域 (世界測地系表記)

- ア 北緯38度57.309分 東経139度44.590分
- イ 北緯38度56.826分、東経139度46.664分
- ウ 北緯38度00.585分、東経139度48.072分
- エ 北緯38度00.993分、東経139度46.329分

(2) 下記AからIの各点を順次に結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

のうち共同漁業権の無い区域（方位は、真方位とする。）

- A 共同漁業権漁場 基点第1号 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点
- B Aから291度30分4,000メートルの点
- C 共同漁業権漁場 基点第3号から294度43分4,000メートルの点
- D 共同漁業権漁場 基点第4号から295度45分4,000メートルの点
- E Fから268度47分58秒1,520メートルの点
- F Gから5度47分58秒1,000メートルの点
- G Hから275度47分58秒2,430メートルの点
- H Iから227度23分31秒490.5メートルの点
- I 共同漁業権漁場 基点第5号 山形県と新潟県の境に設置した漁場基点